平成２４年（フ）第１６２号
栃木県宇都宮市白沢町574番地12
債務者　渡辺　　章
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５１号
静岡市駿河区中島430番地の５　中島団地Ｓ―21　206号
債務者　河原崎弥希子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1105―1115
債務者　小林恵理香
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後３時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８３号
東京都青梅市友田町５丁目377番地の２リバーサイドＹ・K101
債務者　半田　藤子（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
静岡県袋井市浅羽2143番地の１、前住所静岡県袋井市彦島41番地の６の２　シェモアＤ101号室
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
長崎県松浦市今福町仏坂免1408番地２
債務者　松尾　健次
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後３時30分
　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
長崎県松浦市調川町下免358番地８、従前の住所佐賀県伊万里市東山代町里4753番地１
債務者　久恒　智一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第９号
熊本県八代市田中町67番地２
債務者　谷口　和義
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後１時30分
　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１３４号
川崎市多摩区登戸584番地　ＰＥＡＲ　ＰＡＲＫⅡ　305
債務者　鬼海　大作
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５０４号
東京都足立区花畑３丁目40―10　第一青木荘103
債務者　武田　博人
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５１１号
東京都西東京市向台町４丁目12―30―305
債務者　山口亜由美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５１６号
東京都足立区梅島３丁目16―７―205
債務者　大塚　正二
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５４１号
東京都江戸川区南小岩６丁目１―10
債務者　小野久美子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５７５号
東京都足立区神明２丁目９―31―201
債務者　會田　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５８０号
東京都杉並区松庵３丁目２―13―103
債務者　新庄　敏博
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部